

1. 家族を含めた総合的な相談支援体制の抜本的強化

(1) 総合的な相談支援を行えるよう、地域みまもり支援センターの専門職員の人員増

【回答】

区役所での相談体制につきましては、精神障害のある方の増加や多様化するニーズに対応するため、より専門的かつ丁寧な地域支援の強化が必要であるとの認識に基づき、平成31年度から各区役所高齢・障害課内に精神保健係を設置し、体制を強化してまいりました。また、令和5年度から増加する自立支援医療の申請手続きに対応するため、会計年度任用職員の増員を行いました。なお、各区においては家族へのサポートも含めた支援の実践を検討する場面として精神保健カンファレンスを開催するとともに、より専門的な知識や技術を習得する機会として各種派遣研修に参加し、家族支援の視点も取り入れた専門性の向上を図っております。加えて、令和3年4月には南部地域支援室に在宅支援室の機能を付加し、3か所の地域支援室に再編するとともに、保健医療福祉に関する全市的な連携拠点として総合リハビリテーション推進センターを整備し、区役所における相談を後方支援する機能の強化も図ってまいりました。今後も、配置された専門職が有機的に機能し、家族も含めて総合的に支援する相談支援体制の強化を図ってまいります。

(2) 各区で実施している「家族教室」を「新規発症患者を抱える家族教室」「兄弟姉妹で精神疾患を抱える家族教室」などと多様な家族ニーズに対応できるよう拡充

【回答】

各区で実施している家族教室につきましては、精神疾患等に対する正しい知識を習得し、当事者への接し方を学ぶ機会となる等、家族を支える場面となっていることから、引き続き家族会と連携を図りながら機会を設けてまいります。加えて、各区で実施している精神保健福祉講座についても家族が社会資源の活用に関する理解を深める機会となることから、家族教室も含めて周知を進めてまいります。

(3) 当事者や家族が困った時に相談できる各種窓口の周知徹底

【回答】

メンタルヘルスに関する普及啓発につきましては、当事者や家族に限らず広く一般市民を対象に、精神疾患や精神障害について正しい知識を提供し、理解を深める「こころの健康セミナー」を開催しているほか、各区においても精神保健福祉講座を実施し、相談窓口に関する情報提供等を行ってまいりました。なお、広報に際しては市政だよりのほか、ホームページ、ソーシャルメディア、チラシ配架等の各種媒体を活用しており、引き続き周知に努めてまいります。また、令和3年度から、メンタルヘルスの課題を抱える方に対して、家族や友人、同僚など身近な人が傾聴を中心とした支援を行い、住民相互の支え合いや専門家への相談につなげる「心のサポーター」を養成しており、今後も取組を進めてまいります。

2. 高齢化した当事者とその家族を包括的にケアするための家族丸ごと支援体制の構築

(1) 当事者と家族を丸ごと支援する精神科訪問看護などの保健・医療との連携強化

【回答】

精神科訪問看護の制度利用にあたっては、ご本人・ご家族のご意向などによってうまく支援が導入できないケースがあることについては認識しているところです。訪問看護に限らず、支援を要する状態にある方に適切な支援が提供できるよう社会資源の情報提供や多職種による連携などに関する研修を総合研修センターなどにおいて実施しております。また、地域みまもり支援センターや地域相談支援センターと訪問看護事業所の連携については個別支援を通じた中で既に形成されている部分も多岐に渡っております。連携強化に向けてはご指摘の通り多様な機会を通じて働きかけてまいりたいと存じます。

(2) 受診拒否、医療中断、ひきこもりなどを解決するためにも市内の精神科病院やクリニックを対象にした往診や訪問看護の研修や交流の機会を増やしてください

【回答】

ひきこもり支援ネットワーク会議などの場を利用して、現状の支援についての情報共有などを実施しております。この内容に関して参加機関以外の事業所へ取組の周知・拡大を図っていくことが今後必要であると認識しております。今後、連携強化に向けた取組について推進してまいりたいと存じます。

(3) 各種の審議会や自立支援協議会などに精神科医療や訪問看護関係の学識経験者やクリニック、事業所などを加えて、連携が進むような仕組みを検討してください

【回答】

各種の審議会や自立支援協議会などに精神科病院等の医療機関関係者、学識経験者などが委員として参加しております。今後も連携を強化するための取組を推進してまいりたいと存じます。

3. 重度障害者医療費助成の拡充などの経済的支援

(1) 助成対象を精神障害者手帳1級保持者の入院まで拡充してください

(2) 助成対象を精神障害者手帳2級保持者まで拡充してください

【回答】

本市の重度障害者医療費助成におきましては、精神障害者の社会的入院を防ぎ、地域移行を推進することを目的に、平成25年10月から精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院医療費を除く医療費を助成対象に加えました。なお、精神疾患による入院については、精神障害者入院医療援護金交付事業により給付を行っているところでございます。

一方、身体障害者手帳1級・2級及び療育手帳の重度と最重度の方々が、国民年金法などの「障害年金1級」や所得税法の「特別障害者」の区分に相当することから、精神障害者においても同様の区分にあたる手帳1級の方を対象とした県の考え方を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の方は助成対象とはしておりません。

この重度障害者医療費助成制度につきましては、昭和48年度から、県による全額補助制度により開始されましたが、その後県が補助制度を見直し、政令指定都市に対する補助率を「3分の1」としたほか、65歳以上の新規手帳取得者を対象外とするとともに一部負担金を導入し、さらに所得制限を設けている中で、本市としては対象者への影響等に配慮し、現在のところこれらの導入を見送っているところでございます。

今後につきましては、助成額が増加傾向という状況を踏まえ、国・県の動向や他都市の状況を注視しながら、制度の安定性、継続性の確保に努めてまいります。

(3) 障害者施設等の通所者への交通費補助を拡充してください

【回答】

市町村事業である地域活動支援センターは、地域の実情に応じて、障害者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を目的として設置するものでございますが、交通事業者の制度上、精神障害者保健福祉手帳所持者には鉄道運賃の割引制度が適用されないことから、利用者が利用目的を達成するため本市として鉄道運賃の一部を助成しています。

一方、国の障害福祉サービス事業である就労系事業所につきましては、鉄道運賃の助成を実施していませんが、本市では市内の路線バスを無料で乗車いただける「ふれあいフリーパス」を精神障害者保健福祉手帳所持者の希望者全員に交付しています。加えて、障害の状態により交付基準は異なりますが、身体障害者、知的障害者のうち社会福祉施設等に通所されている方につきましても交付するなど、社会参加の促進を図っているところです。

今後につきましては、交通事業者の割引制度の動向に留意しつつ、今年度に、持続可能な移動手段確保対策を検討するための実態調査を予定していますので、本調査の結果や他都市の制度内容等を分析してまいります。

4. グループホームや地域活動支援センターへの運営補助金及び家賃補助金の増額

【回答】

はじめに、本市では自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を積極的に推進しています。

グループホームの基盤整備に向けましては、「川崎市障害者グループホーム新築・改修事業補助金」や「川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金」にて、法人に対して整備費及び運営費補助を行っており、今後につきましても、グループホームに対する支援を継続して行ってまいります。

また、グループホームの整備目標につきましては、障害の種別にかかわらず障害のある方が必要とするサービスを利用できるよう、障害種別を限定せずに全体の目標数を示しているところでございます。

「第5次かわさきノーマライゼーションプラン」におきましては、過去の実績と今後の地域移行の推進を踏まえ、令和6年度以降についても同様にグループホームの定員増を図れるよう調整をしております。

今後につきましても、グループホームに関する補助等を継続するとともに、当事者や支援者等の御意見を踏まえながら必要な施策について検討してまいります。

次に、地域活動支援センター運営事業におきましては、平成27年度に運営事業補助金交付要綱の見直しを行い、家賃等賃借料補助金について各施設類型の基準額の差を少なくし、地域活動支援センターが安定的な運営を行えるよう整備したところです。

また、地域活動支援センターの障害特性に応じた柔軟な運営ができるよう、通所が困難な利用者を対象として、個別支援計画に位置付けた利用者への訪問支援であれば、補助金算定の根拠となる実利用人数に加えることを認めております。

さらに、運営費等補助金の他に、就労支援を積極的に取り組んだ実績や、支援体制の充実に取り組んでいることを評価し、各加算制度を設けております。

今後につきましても、地域活動支援センターの補助金のあり方については、各運営法人および各障害者団体からの御意見や利用者数の動向を踏まえながら、事業を実施してまいりたいと考えております。

5. 小中学校での「精神疾患」「こころの病気」教育の抜本的強化

(1) 小学校6年生対象の副読本「ふれあい」の精神疾患部分の拡充と全学校での授業の実施

(2) 中学生用の副読本を活用し、中学生対象の理解促進を

【回答】

副読本「ふれあい」につきましては、小学校6年生を主な対象に、多様な人との共生や地域における支え合いの大切さ、福祉に関する各種取組みを学ぶためのツールとして発行しており、発達障害や精神疾患に関しましても、多様な障害や疾病がある中で、それぞれの状況に合った手助けや思いやりを持つことが大切であることから、紹介するページを用意しているところです。記述内容につきましては、毎年副読本の編集委員会を開催し、各関係部署と調整しておりますので、発達障害や精神疾患の記述の拡充につきましては、編集委員会等の意見も伺いつつ検討させていただきます。

また、児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、児童生徒や教職員が学ぶ「学校出前講座」を実施しております。令和4年度は4回実施し、教職員を対象にした講座には41名が参加し、児童生徒を対象にした講座には229名が参加しました。今後も引き続き、こころの健康に関する普及啓発を進めてまいりたいと存じます。